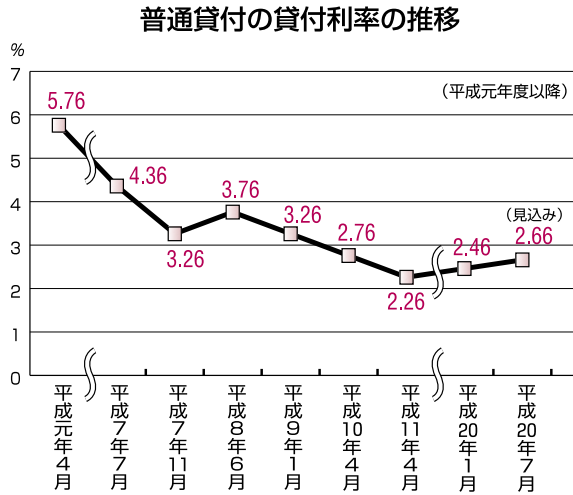


貸付利率(特例利率)が上がります

(すでに貸付を受けられている方も平成20年1月から年2.46%、7月から年2.66%(見込み)の改正後の利率が適用されます。)

貸付事業の貸付利率は、組合員貸付規程で年3.46%(普通貸付・住宅貸付・特別貸付。以下「普通貸付等」という。)と規定されていますが、同規程

則で貸付利率は、財政融資資金利率に応じて変動することと規定されているため、平成11年4月からは年2.26%(普通貸付等)の特例利率が適用されています。(参考グラフ「普通貸付の貸付利率の推移」)



前号でお知らせしましたように、共済組合の貸付事業は、年金の原資である長期給付積立金を管理・運用する預託金管理経理から借り入れた資金により行われていますが、預託金管理経理の余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合の利率の特例が見直されたことに伴い、組合員貸付規程の一部改正が行われ、貸付事業の特例利率が引き上げられることとなりました。

この改正で、財政融資資金利率が今後も2.2%以下のままであれば、普通貸付等の貸付利率(従前2.26%)は、平成20年1月から2.46%に、平成20年7月から2.66%に引き上げられることとなります(別表1のとおり)。

また、今後の財政融資資金利率の変動に応じての貸付利率につきましては、別表2のとおりです。

新規に貸付申込みの方

新規に貸付申込された方の毎月の償還額は別表3のようになります。貸付利率は財政融資資金利率に応じての変

動金利のため、年2.46%〜年3.46%の範囲で変動することがあります。

すでに貸付を受けられている方

すでに貸付を受けられて、現在、償還途中の方につきましては、改正後の貸付利率が適用されますので、平成19年12月末の貸付金残高と残存償還回数により償還額の再計算が行われ、償還額

〈例1〉住宅貸付

12月末貸付金残高が11,008,473円(残存償還回数237回)の場合

| 年利 | 毎月の償還額 | | | |
|----------------|---------|---------|---------|--------|
| | 元本 | 利息 | 合計 | 従前との差額 |
| 2.26%(従前) | 36,896円 | 20,732円 | 57,628円 | |
| 2.46%(平成20年1月) | 36,123円 | 22,567円 | 58,690円 | 1,062円 |

〈例2〉普通貸付

12月末貸付金残高が1,039,742円(残存償還回数59回)の場合

| 年利 | 毎月の償還額 | | | |
|----------------|---------|--------|---------|--------|
| | 元本 | 利息 | 合計 | 従前との差額 |
| 2.26%(従前) | 16,678円 | 1,958円 | 18,636円 | |
| 2.46%(平成20年1月) | 16,597円 | 2,131円 | 18,728円 | 92円 |

改正理由

このたびの貸付利率の改正理由は、現在、進められている被用者年金の一元化により、共済組合の長期給付積立金が厚生年金の積立金と共通の財源として位置付けられることとなり、共通のルールに基づく管理・運用を行うこととされることにより、預託金管理経理の余裕金を貸付経理に貸し付ける場合の利率が引き上げられることや、共済組合と市中金利との乖離の是正を図ることから、貸付利率を段階的に引き上げることとなりました。